

## 松平容保の進退に就て

日置彌三郎

内藤湖南博士が嘗て「維新史の資料に就て」(日本文化史研究所收)と題する一文に於て、明治維新史の資料の新しき取扱ひに就て述べられてゐる。それによれば、何れの世でも革命の際には必ず陰謀が伴ひ、従て之に關する記録も其の陰謀から出た結果のものが多いけれども、其陰謀に與つた人々の多くは亡くなり、自然に觀察が公平になり、従來の記録とは反對の材料を發見して史實を一變するところがあると云ひ、今日の如く歴史が一つの學問として考へられてゐる時代にあつては、殊に此の用意が必要にして、一時の順逆などいふ考へは、神聖な史實の前には極めて微力なものであるとし、此の見地より我が明治維

新史を觀察し、反薩長派の材料をも蒐集して、公平無私な態度を執り、維新の事情に對して反薩長側の意思主張を充分に闡明ならしめなければならぬと説かれてゐる。今こゝにかゝる方法に對し、従來のそれが全く誤れるものとするのはなく、此の方法こそより正しく、より深く明治維新を理解せしめ、維新後既に七十年を経過せる今日、かゝる方面に公平なる態度の研究が可能にして、充分の進歩を見るべきであるとするものである。今こゝにこと新しく松平容保に就て聊か述べんとするも其の意圖からである。

## 二

松平容保は尾張藩の支族たる美濃高須藩主松平義建の

第六子に生れ、會津松平容敬の養子となり、實兄に尾張の徳川慶勝、實弟に桑名の松平定敬があり、容保は既に其の行動に對し、其の出自に於て制約せらるべきものを有つてゐた。

元來松平容保は攘夷論に反對の意見を有し、宇内の情勢を論じ、時勢上開港も亦已むを得ざるものとした。即ち海外萬國日に月に開け、往來互市を行ひ、各々權利を爭ふ時勢となれるに拘らず、我が國のみ鎖國を續行するに於ては、外國の事情を知り其の長所を探ることも出来ない。既に我が國が開港を斷行し居たれば、大艦巨砲も出來し、海軍の備も充分出來てゐたのであらう。今長崎・函館・横濱の三港は之を開き、其の條約制度は改正し、萬一外國が我が制度を破り、無禮不敬の事ある時は直ちに打拂へば、朝廷の御主意にも叶ひ、人心も穩かならんと云ふのが容保の主張であつた。(京都守護職始末、二〇頁)

文久二年八月生麥事件あり、續いて英國の償金を迫るや、容保は攘夷は元より名義正ふして而る後に爲すべきなれば、償金は之を出して斷然攘夷に及ぶべし、然し人

を傷害する自ら其の則あり、之を出す唯英國の言が儘のみすべからずと主張した。一橋慶喜の兎も角決戦すると定めたらば償金は支拂ふべからずと言へるを排斥し、寧ろ其の因循の汚名を受くるとも天下の爲めに此の義を正すべしと力説し、容保は此の内外多事の際無謀の攘夷を極力避けんとしたのであつた。(缺掌録、文久三年三月容保の將軍に出せる書狀に、「兵は和を以本と致候事第一之義ニ而君臣御一和無之候而ハ内政も届兼候増而外夷掃攘難相成は必然之義ニ御座候」復留(密事往)と云へるも亦内政整備の急務なるを以てせるものである。然らば彼の先づ行はんとせるは何であつたか。

### 三

容保の生涯は京都守護職に捧けられたと云へる。文久二年閏八月朔日幕府より守護職に任せられ、十二月二十四日入京し、直ちに關白近衛忠熙を通じて天機を奉伺し、然る後寄宿所なる黒谷金戒光明寺に入つた。翌日忠熙に謁して建白し、公武の間を一和し、朝廷を尊奉する

所の議を以てしたのであつた。容保の守護職としての抱負は、文久三年九月七日参内し差出せる書に

主従無二念一藩を傾け 帝都を守護し奉り厚く大樹尊 王之誠意を達被爲安 宸襟候様有之度容保之素心にして一藩之所願御座候(并見聞集)

と云へる如く、將軍の朝廷尊崇、公武一和に努力せんとしたのである。非常急變の場合には傳奏の達しを待たずして、直ちに参内御警衛の任に當らしめられたしと願出で置いたのも、また家臣の職權濫用による不法行爲なきを豫め嚴命したのも、此の守護職としての任務遂行を期せるものである。

然るに會津の地京都を去る遠き僻地とて上方人の會津の國情を知る者少く、堂上家にも一人の眷顧を有せず、又藩風偏氣にして殺伐を好むとして疑懼せらるゝのみにして、藩の志を知る者少く、又一方京都の事情に通せんとするも、皆山野の生れにして言語鄙樸舉止に便ならずして、俄に親しみを得るに至らなかつた。加ふるに所謂勤王攘夷家の堂上家及び諸侯よりは親藩の故に幕府方とのみ目され、一方幕府よりは容保の滯京時日を重ねると

共に京都風に染み、唯朝廷の御趣意とのみ云うて幕府に迫るといふ如き嫌疑を受け、容保の素志遂行にはかゝる外的障害が多かつた。(執筆)

元來幕府の京都守護職を設けたのは、不穩なる京都の鎮靜にあつたが、容保は守護職就任の翌年なる文久三年二月浪士の亂暴頻々として起るを見、之に就き一橋慶喜及び關白鷹司輔熙に相次いで建白した。即ち輦轂の下をも省みず議奏傳奏等高貴の方々へ相次いで奇怪の所業に及び、徒に人心を動搖せしむるは元より許すべからざるも、之を仔細に見れば、殺害されたる者は多く奸惡の者にして、必ずしも謂れなき亂暴とも思はれない。要するに是等浪士と稱せる者は、外夷益々猖獗となれるは皇國の恥辱なりと深く皇國を憂へ慷慨せる亡命の徒にして、猥に之を取締る時は却て激怒暴發すべく、寛大なる處置を採らなければならぬ。かゝる過激の行動に出づる所以のものは、安政大獄以來の暴政公武の間を隔絶し、黜陟當を得ず、上下の情よく相通ぜざるの致す所に於て、宜しく言論の自由を與ふべきであると主張し、更に

乍恐被爲於朝廷候而も名分御正之此節匿名等之義等御取上不  
被爲遊正大高明之處江御立居綱記御張被遊候様仕度義奉存候  
(密事往返扣  
歎掌録)

と朝廷の匿名の投書等を取上げられず公明正大、紀綱  
の皇張せられんことを建白してゐる。かくして町奉行に  
命じ、言國事に關するものは内外大小を問はず、忌諱を  
避けず、執事によつて建言せよ、若し猶嫌を避る者封呈  
するも可なり、面議するも可なり、其狀を關白殿下に因  
つて奏聞すべしとの意味を布告せしめた。(鑑錯)、に

容保の政治觀の一端を見るべく、極力陰謀を排斥せんと  
する公明なる態度が窺はれ、外國の壓迫強きに拘らず、  
國內の紛糾益々甚だしからんとする世相への正しき理解  
及び憂慮と其の一對策とが見られる。然るに浪士の取締  
の云ふべくして事容易ならず、文久三年二月十六日傳奏  
より容保に書狀來り、一藩の力にて足らざれば何れの藩  
に合力せしむべきやと問うたに對し、容保は我が臣之を  
聞かば朝廷依頼し給はずとし、必ず之を不満に思はんと  
答へたる如き、また會津藩の守護職を死守せんとする覺  
悟と努力とを見るべきである。(歎掌録)

松平容保の進退に就て

#### 四

文久三年三月將軍家茂入京し、朝廷へ攘夷の期限を約  
し奉り、六月東歸したが、幕府の攘夷實行に對し頗る疑  
ふべきものあり、朝廷は將軍東下後の關東の形勢を知  
り、且つ幕府をして攘夷の窺慮を貫徹せしむべく斡旋せ  
しめる爲めに、六月二十五日容保をして東下せしめんと  
の命を下された。然るに之と同時に傳奏に勅命あり、今  
容保を東下せしむるは好まざる所、然し當時堂上の主  
張強硬にして、御自らは之を不可とするも敢て聽從せざ  
るが故に、今暫く其言に任すのみ、東下のことは眞勅に  
非ざるを會津に知らしめんとせられた。然るに傳奏は今  
先に出でたるは僞勅なりとせらるれば、今日に至る迄の  
勅旨は皆僞とせられ、人心の動搖を來す甚だしきものが  
あらう。皇國の爲め憂へざるを得ないと申上げたるを以  
て、容保の東下を好ませざるの祕勅を容保に下さるゝこ  
とは取止められた。併しながら天皇はやはり近衛前關白  
忠熙を通じ、會津藩は勇威の藩なるを以て、其の滯京は

姦人の計策遂行し難きを以て之を東下せしめんと謀るならんとせられ、事有るに臨んで其の力を借らんとするが故に、之が東下を欲しない。昨今は僞勅甚だ行はるゝが故に、眞僞の間よく察識せんことを要するの旨を容保に傳へしめられた。(軼掌)當時容保の如何に御信任の深かりしかを見ると共に、僞勅なるものに注意せられるのである。盤錯録文久三年八月二十六日の條に

在京ノ諸侯重臣ヲ召シ近來信僞不分明ノ勅命アレハ十八日ヨリハ眞ニ朕カ意ナリト諭シ玉フ

とある一節は、八月十八日の例の政變當時のものにして、此の眞勅僞勅の問題は、新しく論議せらるべきものであらう。然し今は蜷川新博士も「幕末維新史の表裏と陰謀政治」(歴史公論第三卷第四號)なる論文にて、慶應三年十月十四日に下し給はりしと稱せらるゝ所謂討幕の密勅に對し議すべきもの多きを述べられてゐるを注意するに止める。

文久三年八月十八日の政變により、過激論者の三條實美等七卿の長州落ちがあり、翌元治元年正月十五日將軍家茂再度上洛し、其の二十二日參内して天皇に拜謁し、

優渥なる勅命を拜した。其の中に

無謀ノ攘夷ハ實ニ朕ノ好ム所ニ非ス 朕意ニ古來中興ノ大業ヲ成ス者ハ其人ヲ詮衡ス苟モ其人ヲ得ザレバ中道ニシテ蹶ス今 朕三百ノ武將ヲ見ルニ會津中將越前中將伊達前侍從土佐前侍從島津少將ノ如キハ忠實純厚思慮宏遠國家ノ樞機ヲ任ズルニ足ル 朕之ヲ愛スル子ノ如シ願クハ汝之ト親シミ與ニ計レヨ嗚呼 朕ト汝ト誓テ衰運ヲ回シ上 先王ノ靈ニ報ジ下萬民ヲ救ハン若シ成功ナクンバ 朕ト汝ノ罪ナリ

と申され、更に同月二十七日家茂再び參内するや、また勅を下され

藤原實美等鄙野匹夫ノ暴論ヲ信用シ宇内ノ形勢ヲ察セズ國家ノ危殆ヲ思ハズ 朕ガ命ヲ觸メ輕率ニ攘夷ノ令ヲ布告シ妄ニ倒幕ノ師ヲ起サントス長門宰相ノ暴臣ノ如キ其ノ主ヲ愚弄シ故ナキニ夷船ヲ砲撃シ幕使ヲ暗殺シ私ニ實美等ヲ本國ニ誘引セリ如此暴舉ノ輩必ズ罰ゼズンバアル可ラズ

と申されてゐる。(盤錯録、前掲)是等を拜する時、天皇の攘夷に對する御考へ、また幕府及び容保等への御信任一方ならざるものありしを拜すると共に、先の政變の眞相をも知るのである。容保の天皇の殊遇を忝ふること厚く、宸翰を賜ること數度に及んだが、殊に此の元治元年

二月八日夜の如きは

(前)抑々昨年來滯京萬々精忠感悅之至候(中)寔ニ不容易時節柄ニ付從來深獨苦心之義ニ候此儀一分深苦心ニは候へ共迎も申出存分貫徹ハ無之事向鏡如見ニ候へハ衆評ニハ不掛候何分廻策なくてハ迎も不出來候如前文其方誠忠ニ候へハ爲密事共朕望義貫徹いたし吳候半哉ト相察シ其上何分多人を令承知義兵糧ニなくてハと深存込候へハ其方へ依頼候(中)此義漏脱候而ハ實々失望候間堂上向參豫之中タリ共齊無洩十分勘考附策略出來之上朕も申聞指圖候迄は秘置賈度(略)(下)

文久四甲子二月

松平肥後守へ

極密々禁他用

の如き無上の優詔を拜し、容保は其の聖恩に感泣したのであつた。早速之が請書を奉呈し

苟も 聖心御安不被遊義有之候而ハ臣等寸時も難打置候然とも事或ハ難ニ似て易く或ハ是ニ似て實ハ非或ハ成ニ似て却而不成之類種々有之候へハ御深忠之程如何被爲在哉速ニ 御垂諭奉願上候隨而臣愚誠を盡し微力を出し 聖心貫徹仕り 皇祚安全武運長久ニ趣候様周旋仕候ハ固々臣職分ニ御座候

と其の決意の程を言上し、「聖心之深祕殿下以下未御沙汰モ不被爲在義<sup>臣</sup>却而御依頼を蒙<sup>臣</sup>れる山海にも比し難き聖徳に、一藩の力を竭して對へ奉らんとした。(軍事總裁職中御違并伺

控)

## 五

容保の政治觀は前述の宸翰を賜はりし頃、朝廷へ言上せる書中によく見ることが出来る。今日の形勢を熟察するに、「政出多門」と云ふ如く、萬機の大柄賞罰進退等二派三派に分れ居るは、實に天下騷亂の基なりと斷定し、之が對策として

皇國之事體ニ於ても約ル處天下之萬機悉皆征夷府<sup>江</sup> 御委任被遊公卿堂上禁中之式事を專とし國事に携りなき方皇國之御爲却而御宜敷義ニ奉存候

と述べ來れるは、甚だ容保の政治觀に議すべきもの多きも、直ちに之に續いて

即今昇平三百年も打續學問之道明ニ上下之名分稱呼も正しく成行種々生議論當將軍ニ於て名分稱呼等實ニ不相當之義も有之候得共源賴朝以下北條足利織田豐臣等ニ比較仕候得ハ徳川の徳業雲泥之相違ニ而三百年をも不動干戈ハ畢竟無窮之 聖徳家康始徳澤武威之所致ニ御座候

と陳述し、更に

向後共將軍幼年又ハ不行國之義御座候ハ、三親藩及越藩<sup>臣</sup>等

被命被下度奉願上候左候得は臣等死を以周旋致爲盡旨節候者  
 勿論 聖慮貫徹候様盡力可仕候

と臣節を全くせんとしてゐる。(軍事總裁職中) 之を以て

容保が親藩なるが故の單なる幕府中心主義と見るべきであらうか。當時の歸趨を失へる混沌たる時勢を慨し、其の原因一に「政出多門」が故とし、政令一途に出でしむること刻下最大の急務となし、上下の名分正しく成行き種々の議論も生じ、當將軍に於て政治を行ふは、名分稱呼等實に不相當の義あるも、今暫く將軍政治を續け、親藩其他容保等に於て死力を竭して之を輔佐し、聖慮の存するところを貫徹し、臣節を全くせんとするものと解すべきである。換言すれば内外共に多事なる秋、内に闘ぐを止めて先づ國內の統一を圖るべく、幕府政治の鞏固を以てせんとするものである。それは恰も北畠親房の神皇正統記に於て

頼朝の一臂を振ひてその亂を平げたり玉室は古きにかへるま  
 でなかりしかど九重の塵もをさまり萬民の肩もやすまりぬ。

(卷の五)

と頼朝の幕府政治をも取て容認せんとせる如き態度と相

通ずると云ふべきであらう。幕府の存立は元より許すべからざるも、一時時勢亦已むを得ざるものとするものにして、其時勢の急迫せる頼朝時代の比とは考へられず、そこに單なる幕府政治の謳歌と異なるものあるを考へるのである。更に此の容保の上書と時を同じくして前述の如き優渥なる宸翰を賜はり、容保また之に感泣して奉答せるに思ひ至り、更に此の直前先に云へる將軍家茂に優詔を賜はれるを併せ考ふれば、容保の意の存する所愈々明かとなるであらう。

## 六

幕府は元治元年二月十一日勅を奉じて毛利敬親父子の罪を問はんとし、容保の守護職を罷め、陸軍總裁職となし、次いで軍事總裁職に改めた。然るに此頃會津藩年來の所願たる朝幕の合體成り、朝幕の會津藩への信任も厚くなれるも、藩士中には盛名の下に久しく居るは禍ありとて、機會を捉へ京都を引上げるを良策とする者を生じた。先に幕府は守護職任命と共に職俸五萬石を與へ、文

久三年十月には其の用途多端を察し、累代の預地陸奥國大沼郡五萬石の地を役地として與へ、更に翌元治元年二月其の就職以來の精勵を賞し封五萬石を加へた。然るに元來會津藩は疲弊せるに、永年の守護職在任は其の失費を頗る多大ならしめ、是等幕府の特別なる處置あるにも拘らず、國の疲弊を甚だしからしめた。加ふるに七卿落

後長州藩の入京歎願相次ぎ、再び政變以前の形勢に逆轉せんとする勢あり、國元に於ては貴賤老幼となく、容保の歸國を願はざるなく、退いて國力を養ひ、時節到來を待たんとするの議が盛となつた。然し容保の京都を墳墓の地となさんとするの守護職就任以來の決意は堅く、守護職を退任せる翌二月の二十日滯京中後顧の憂なからしむべく領國中に達せしむるところがあつた。之に依れば藩

祖保科正之の遺訓即ち「大君之義一心大切可存忠勤不可以列國之例自處若懷二心則非我子孫」との徳川氏との特殊の關係を強調せる遺訓を本とし、舊來の家風を守り、士道を研ぎ、文武の修業を相勵み、非常の節儉を行ひ、百姓を撫育し、商賈を憐み、一藩舉つて協和鎮靜に努力

すべきを云うてゐる。更に前述せる如き元治元年正月の將軍家茂に賜へる宸翰に言及したる後に、

當時天下之形勢一變せる時ニ當り不及拙者忝 朝命台命を蒙候ニ付而も一國中是迄之制度而已ニ拘泥致居候様ニ而は粹と不相濟候

と天下の形勢急迫に伴ひ、兎角山間僻地にて因循姑息の風多き藩民の上を省み、舊習に泥むことなく、制度の改變亦事宜によるべきを訓戒せるは甚だ注意すべきである。尙ほ之に續けて

文武兩道ニ於ては飽迄研究致し當時急務たる處之大炮巨艦等を始メ別而蝦夷地も有之候而能折柄ニ付海軍之用意迄整備我國をして宇大之強國たらしめんも自分職掌ニ候間自國を以て先立執行無之候半而は不相成右ニ付而も非常之節儉いたし無用之費を省實意ニ相守候義專要ニ候

とまで述べて、我が國をして世界の強國たらしむるは自分の職掌なりと考へ、之が先決として自國の整備を圖るべきものとし、國家への大なる抱負を漏してゐる。(密京返扣)

之より間もなき同年四月、容保の再び守護職に任せらるゝや、國元に於ても富國強兵策の盛に論議せらるゝ、

に至つた。當今の急務は富國強兵にあり、其の根本は海軍の充實にありとし、海軍の精密なるは外國の長ずる所、之を學び取るべく先づ其人の養成を急務とした。勝麟太郎も之に關し勸誘する所あり、十代より二十五六歳迄の著實なる人物を選び、諸方に遊學せしめんと議起り、取敢へず神戸村の勝麟太郎の塾に入らしめ、人材養成に努むべしと討議され、會津藩の遠隔の地にして、殊に蝦夷地を領内に有し、海運の利あるは國人の齊しく認むるところなるを以て、蒸汽船の整備も大なる困難事も思はれずと論ぜられた。(密京江往返扣七) 僻遠の地會津にも新時代の波は犇々と押し寄せ、諸方面に新しき變化を來さんとするに至つたのであつた。

## 七

元治元年七月蛤御門の變あり、續いて長州征伐となり、間もなく英佛米蘭聯合軍の下關砲撃となつた。此の時容保は假令長州朝敵となり追討を受くる場合ながら、外國との戦に見殺しにはならず、之を援助せよとの命下

らば早速之に應ずるの覺悟ありと幕府に申出でた。(松平容保傳) 容保は征長總督たりし徳川慶勝の征長に従事せる諸藩を朝廷より召され、防長の處分を議せられたしとの意見に反對し、防長の議のみならず天下の大事をも論ぜらるゝこととなり、事態收拾し得ざるものとならう。寧ろ將軍上洛して朝廷と事を議すべきを良策とした。天皇の御信任殊に厚かりし中川宮も、防長の處分及び七卿の處置は、朝廷より將軍に一任されたるを以て、今更朝廷より今度尾張藩の願出ありとて其の議に従はせられるのも如何かと思はれ、寧ろ容保の願の如く、將軍の上洛を幹旋せしむるべく關東へ下向せしむるに如かずとの御意見であつた。(朝彦親王日記第一、慶應元年正月二十九日の條) 中川宮及び容保は、此の紛糾せる事態を朝廷と將軍とにより善處し、衆論に聽き徒に事態を混亂せしめる結果に終るであらうことを慮つたのである。

## 八

長州再征の全く幕府の失敗に終るや、薩長連合の討幕

計畫は隱密の間に急速度に進捗し、愈々時態の急迫を示した。明敏なる將軍慶喜は時勢の已むべからざるを見、遂に慶應三年十月十四日朝廷に上奏して政權を奉還せんことを請ひ、朝廷に於ては翌十五日將軍を召され、直ちに之を御聽許になつた。容保も亦此の慶喜の上奏の趣意に滿腔の賛意を表し、將軍の參内には之に屬從したのであつた。

慶喜の上奏文に「當今外國之交際日に盛なるにより愈々朝權一途に出不申候而者綱紀難立」しとするは、これ前述せる如く容保の「政出多門」づるを慨せると通ずるものである。然るに之が對策として容保の幕府政治に歸せしめんとせるに對し、慶喜は「政權を朝廷に奉歸廣く天下之公議を盡し聖斷を仰」がんとしたのであつた。然し容保の之を以て「皇國之御爲」と思ひ、慶喜の「同心協力共に皇國を保護仕候得ば必ず海外萬國と可並立候」と考へたるとは所期するところ全く相同じきものである。然しながら一は幕府政治、一は天皇親政。容保の所見とは相容れざるべき慶喜の上奏に、容保の容易に之に賛成

したるは一見奇異の如くなるも、前述の如く容保は敢て幕府政治を固執せるにはあらで、當時の時局收拾上之を捷徑としたるのみ。今や容保の苦心も成らず、時勢は餘りに幕府を無力ならしめ、容保をして遂に慶喜の意見を以て、目下の最良策と容易に思考せしめるに至つたのであつた。そこに驚くべき時勢の推移と、彼の深き苦心の跡とを見るのである。然るに會津藩一般に於ては此の間の推移を充分に解せず、大政奉還を不満に思ふ者あり、嘗て見ざる藩論の不一致を生じ、不滿の者は個人として他と交渉する者を生ぜしも、容保は終始一貫信じて動かなかつた。(松平容保公傳)然し此の藩論の不一致が後に禍根を残したのであつた。

先に十五日慶喜の參内し、大政奉還の勅許ありし時の詔に「大事件外夷一條は盡衆議其外諸大名伺被仰出等は朝廷於兩役取扱自餘之儀は召之諸候上京之上御決定可有之」とありしは、慶喜の上表に「廣く天下之公議を盡し聖斷を仰ぐ」と云へる趣意に外ならぬのであり、容保亦然く思考したのである。然るに突如として同年十二月九日

薩土安尾越五藩をして禁闕を固めしめ、會桑二藩の禁門守衛を免じて歸國を命じ、王政復古の大號令は煥發されたのであつた。これ實に文久三年八月十八日の政變の例を襲つたものである。或はと豫期せし時刻到來し、事志と相違せる會津藩に於ては、此の大號令の煥發の方法に甚だ公明正大を缺き、日頃標榜されたる公議輿論の尊重は全く無視された。これ薩長二藩が一三三の公卿と謀り、幼沖の天子を擁して私意を遂げんとする、彼等君側の奸を除き、公平無私の政體樹立に邁進するこそ國家に忠なる者の本分と考へた。此の主張は或點まで正鵠を得たものにして、幕府再興を意圖するものではなく、事實徳川氏の臣下のみならず、廷臣の中にも同じ非難の聲はあつたのである。慶喜の上奏文の趣旨を貫き、更に之に殉ぜんともせる會津藩の強き信念は、遂に期せずして鳥羽伏見の戰、更に奥羽一帯の戰を惹起するの已むなきに至つたものと思はれる。

## 九

慶應四年二月會津藩家老等連署の陳情書に

前件之通兩朝(○孝明明 治兩天皇) 歷然たる厚眷容保之誠實前後相替候儀分寸も無之候伏見戰爭之儀は徳川内府上洛先供一同登京之途中發砲被致武門之習不得已應兵及一戰候儀にて取て闕下を犯候儀毛頭無之候は萬人所共知に御座候

と闕下を犯す意圖の全くなかりしを陳情し、更に其の五月奥羽二十五藩家老連署の太政官建白書に、蛤御門の變を例に引き

容保とても伏見の一擧輕卒の至りとは乍申敢て奉對禁闕發砲仕候儀にも無御座候長州の罪狀と輕重大小如何有之哉其段は臣子か所可議に無御座候へば右三ヶ條を以て奉謝罪儀強ち不當の妄願とも不奉存然る處尙又不可容天地罪人と御座候ては乍恐公平至當の罪名と難奉伺

と率直に述べ、三ヶ條として容保の城外謹慎、封土削除、伏見の戰關係重臣の處罰を申出でたのである。此の主張は爲めにする辯解に過ぎずとするは皮相の見にして、臣子の分として議すべからざるところと斷定し、而もなほ之をも敢て率直に辯明せざるを得ざりしところ、會津藩の意のあるを汲み取り、已むに已まれぬ至情を見るべきである。更に同年七月是等奥羽諸藩の出せる

討薩檄文に

王者之師を興さんと欲せば須く天下と共に其公論を定め罪安  
既に決して然る後徐に之を討すべし(ツカ)

とて奥羽征討軍の謂れなきを切論し、幕府倒壊後天皇親  
政による王政の復古ではなく、薩長土等數藩による第二  
の幕府建設の來るを疑つたのであつた。(米澤藩戊辰文書、  
井上一次氏の明治維新に於ける)  
會津藩の總動員附載參考資料)

一〇

容保は守護職として變轉極りなき京都に長く滞在し、  
時勢の推移にもよく通ずるところありしが、容保の屢々  
憂慮せし會津藩一般の風、即ち慶應四年閏四月會津藩家  
老の出せる歎願書に

弊藩儀者山谷の間に僻居罷在風氣陋劣人心頑愚にして  
古習に泥み世變に暗く制馭難澁の土俗に御座候(前掲井  
上氏論  
文附載參  
考資料)

と云へる東北僻遠の山國たる會津は、中央の文化とは交  
渉兎角少く、或隔りを持つであらうことは其の地理上自  
ら然らしめるものと考へられ、而もそれは聽て目紛しく

松平容保の進退に就て

變轉せる時勢を洞察するの明を缺き、出所進退に敏速を  
缺き、其の主張するところには遠大にして公明なるもの  
を有しつゝも、遂に此の維新變革期に果敢なく消えねば  
ならなかつた。

更に考ふべきは封建社會に於ける家訓なるものが如何  
に強く人心を支配するかに就てある。會津藩には前述  
の如く藩祖保科正之の他藩と異り専ら徳川氏に盡すべし  
との遺訓があり、長く遵奉されて來た。元治元年二月十  
二日、朝廷容保が就任以來の功勞を嘉賞あらせ給ひ、參議  
推任の詔あり、容保は固く辭して此の勲賞を正之に移し  
奉らんことを奏請し、尋いで允裁あり、正之に従三位を  
贈られた。其の奏請文中に

正之當慶安寛文之間時未ダ草創學術明ナラス獨正之  
皇朝之道ヲ好ミ於 朝廷私ニ尊崇之意ヲ盡シ以テ子孫  
ニ傳テ子孫マデ以テ奉事仕リ(軍事總裁職中  
御邊拜伺控)今日マデ以テ奉上候者  
ハ正之之遺意ニ御座候(御邊拜伺控)

と云うてゐる。之に依れば容保の正之崇拜の深かりしを  
見ると共に、「正之之遺意」即ち遺訓に對する容保の考へ

方も大いに變化し、特に朝廷尊崇を強調せるを注意すべきである。然し此の容保に現はれたる大なる變化は、古習に泥み世變に暗き藩民に徹底を缺き、藩論兎角一致せず、遂に維新に於ける行動を誤らしめた一大原因と思はれる。容保の實兄なる徳川慶勝の尾張藩に、藩祖義直の撰述せる軍書合鑑卷本末に「依王命被催事」とあり、朝廷の命は將軍の命よりも尊重すべき事を云へる訓誡の嚴守し遵守され來り、慶勝のよく之を一般に徹底せしめるところあり、維新草創に際しても、藩民何等の疑懼もなく進退宜しきを得たると好き對照をなすものである。

## 一一

然しながら此の會津藩の最期を以て、幕府の爲めに却て最貞の引倒しであつたと論じ去るは早計にして、其の行動は然く簡單なるものでなく、彼等にも既に少くとも慶喜の大政奉還を機とし、嘗ては死守せんともせる幕府を顧みず、より大なる國家的意識を生じ、天下の公議を盡し、公平無私なる政治建設への努力が勃然と起り來れ

るを充分看取すべきである。新しき時代の指導者としての容保が、未だ充分藩論を一致するに至らざる間に、新しき時代の激浪は慌しく僻遠地會津を浚つたのであつた。換言すれば文化的に低かりし會津の中央の水準にまで達せんとするの生みの惱みであつたとも謂ふべきであらう。物を持たぬ人が物を獲得するの努力よりも、持つてゐる人の適當にそれを放棄することのより困難にして、勇氣を要するを思へば、容保が能ふ限り親藩なる地位を打捨てんと努力しつゝとれる進退は、幕末維新に於て深き意義を有するものと思はれる。